
プロジェクト IFRS 適用課題対応

項目 **【審議事項】IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」－ 短期の借入金及び信用枠の分類**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2018 年 3 月の IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）会議において議論された、キャッシュ・フロー計算書における短期の借入金及び信用枠の分類に関するアジェンダ決定案に対する当委員会の対応（案）の取扱いについて、アジェンダ決定案の内容をご説明し、当委員会の対応（案）についてご意見をいただくことを目的としている。

II. 背景及び経緯

2. IFRS-IC は、IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」（以下「IAS 第 7 号」という。）の第 8 項の適用に際して、要求事項の明確化に関する要望を受けた。
3. IAS 第 7 号では、当座借越に関して以下の記述がある。

IAS 第7号第8項

銀行借入は、一般的に財務活動と考えられる。しかし、一部の国では、要求払債務である当座借越が企業の資金管理の不可分な一部となっている。こうした状況では、当座借越は現金及び現金同等物の構成要素として含まれる。このような銀行との取決めの特徴は、銀行残高がプラスから借越へ変動することが多いことである。

4. 要望書の提出者は、IFRS-IC に対し、企業が現金及び現金同等物の内訳としてキャッシュ・フロー計算書に含めることが可能な借入の種類の詳細を求めており、特に、次のような場合について現金及び現金同等物として分類できるか否かを質問している。
 - (a) 契約上の返済通知期間が短い（例えば、14 日の）短期の借入金及び信用枠（短期の取決め）を有している。
 - (b) 企業の資金管理の不可分な一部である。
 - (c) 銀行残高がほとんどいつも借越であり、借越からプラスへ変動することは多くはない。

要望書の提出者はまた、残高がプラスから借越へ変動することが多いことが現金及

び現金同等物へ分類する要求事項となるのか、例示に過ぎないのかを明確化することを要求している。

III. 2018 年 3 月の IFRS-IC 会議における議論

アウトリーチ活動の結果

5. 大半の回答者は、企業が要求払の短期の借入金又は他の信用枠を有することは比較的一般的で、そのような借入は広く行われていると回答した。一部の回答者からは、このような取決めは広範囲には見られないが特定の法域において見られ、中には重要性のある取引が含まれるとの回答があった。
6. 多くの回答者は、そのような短期の借入金又は信用枠を財務活動とするか現金及び現金同等物を含む別の活動に分類しているかは、実務においてばらつきがあると回答した。
7. 一部の回答者は、IAS 第 7 号第 8 項に記載された「銀行残高がプラスから借越へ変動することが多い」という点が要求事項であるか否かに言及し、要求事項ではなく例示であるとした回答者と、そうではないとした回答者がいた。
8. ある回答者は、報告期間の期末に借入されていたとしても、銀行残高が期中にプラスから借越へ変動したか否かの確証を持ってないと回答した。
9. 複数の回答者は、IAS 第 7 号第 8 項は特定の短期の借入金又は信用枠が企業の資金管理の不可分な一部であるか否かが鍵であり、借越の状態が継続することは、企業の資金管理の不可分な一部ではないことを示していると述べた。
10. 複数の回答者が、銀行の当座借越のみ現金及び現金同等物に含めることができると回答した一方、ある回答者は、当座借越は単なる一例であり、他の借入形態も含めることができると回答した。複数の回答者は、要求払債務である当座借越だけが現金及び現金同等物に含めることができると回答した。

IASB スタッフの分析

11. IASB スタッフは、IAS 第 7 号第 8 項において一般的に銀行借入が財務活動であるという前提を置いていることは IAS 第 7 号第 17 項とも一貫性があるとした上で、IAS 第 7 号第 8 項の次の 3 つの点を挙げ、IAS 第 7 号第 8 項はどのような場合に銀行借入が現金及び現金同等物に含まれるかの状況を識別していると考えている。
 - (1) 企業が銀行の当座借越を有している。

- (2) 銀行の当座借越が要求払債務である。
- (3) 銀行の当座借越が企業の資金管理の不可分な一部である。

IAS 第7号第8項は、これらの銀行との取引の特徴として、銀行残高がプラスから借越へ変動することが多いことを挙げている。

(銀行の当座借越)

- 12. IASB スタッフは、IAS 第7号第8項において他の銀行借入の種類について言及していないことは意図的であり、他の種類は現金及び現金同等物に含めることができないと考えている。

(要求払債務)

- 13. IASB スタッフは、要求払 (on demand) 債務とは、貸手が返済を要求すればすぐに、当座借越におけるマイナス残高分の返済を要求されることを意味していると考えている。
- 14. そのため、14日間といった通知期間を有する短期債務は、IAS 第7号第8項の適用に際し「要求払債務」に該当しないと考えている。

(資金管理の不可分な一部)

- 15. IASB スタッフは、IAS 第7号第8項は銀行の当座借越が企業の資金管理の不可分な一部であることを要求しているが、資金管理の不可分な一部であるか否かは、資金管理がどのような状況を指すのか定義していないため、状況により判断されると考えている。
- 16. 例えば、企業が借越の信用枠を有する銀行口座を保有し、短期資金の用途に合わせ定期的に借越枠を使用しているようなケースが該当すると考えている。

(銀行残高がプラスから借越へ変動することが多い)

- 17. IASB スタッフは、IAS 第7号第8項の当該記載は、銀行の当座借越が現金及び現金同等物に含まれる属性を記載していると考えており、銀行残高が頻繁にプラスから借越に変動することは、企業の資金管理の不可分な一部であることを示しており、逆に常に、あるいはほとんど常に借越である場合には、企業が財務活動として使用していると考えている。IAS 第7号第8項の当該記載が厳格な要求事項ではないとしても、企業の資金管理の不可分な一部であることの強い例示であることに変わりはないと考えている。
- 18. また、IAS 第7号第8項は「プラスから借越」に変動する取引を記載しており、銀行

借入のように、性質上常に借越であり、マイナスからプラスに変動するようなケースは示していないと考えている。

(要望書に記載された短期的な銀行との取決めへの適用)

19. IASB スタッフは、要望書に記載された事例は、例えば 14 日間といった契約上の通知期間があり、要求払債務には該当せず、そのような要求払債務の当座借越とは異なる借入は、財務活動の一部としてみなされるものだと考えている。
20. 仮にその短期的な取決めが要求払債務であったとしても、残高がほとんど常に借越の状態であるということは、企業の資金管理の一部というよりも、財務活動の一部であることを示していると考えている。

(関連する開示の要求事項)

21. IASB スタッフは、要望書に記載された事例への適用に際しては、以下の要求事項が関連すると考えている。

IAS 第7号第45項

企業は、現金及び現金同等物の内訳を開示し、キャッシュ・フロー計算書におけるこれらの金額と、財政状態計算書で報告している相当する項目との調整を表示しなければならない。

IAS 第7号第46項

世界中での資金管理実務及び銀行との取決めの多様性を考慮し、また IAS 第1号「財務諸表の表示」に準拠するために、企業は、現金及び現金同等物の内訳を決定する際に採用している方針を開示する。

(IASB スタッフの結論)

22. IASB スタッフは、前項までの分析から、次のように考えている。
 - (1) 要望書において照会されている借入金については、現金及び現金同等物に含めることができる対象とはならない。これは、次の理由による。
 - ① 銀行との当座借越以外の借入は、そもそも現金及び現金同等物の内訳に含めることができる対象とはならない。
 - ② 企業が当座借越を現金及び現金同等物の内訳に含めることができるのは、IAS 第7号第8項に示された特定の状況のみである。つまり、当座借越が要求払債務であり、企業の資金管理の不可分な一部である場合のみであ

る。

- ③ 要望書の提出者が IFRS-IC に質問している特定の借入については、通知期間を有するため要求払債務には該当せず、また残高がほとんど常に借越の状態であるということは、企業の資金管理の一部というよりも、財務活動の一部であることを示している。

- 23. これらを踏まえ、IASB スタッフは、IAS 第 7 号は企業が要望書に記載されたような銀行との短期の取決めを現金及び現金同等物の内訳に含めるべきか否かを評価するのに十分な基礎を提供しており、本論点を基準設定アジェンダに追加しないことを提案した。

IFRS-IC 会議での議論の結果

- 24. IASB スタッフが示した提案について、アジェンダ決定案の一部の文言に関する軽微な修正を求めるコメントを除き、IFRS-IC のメンバーから同意する意見が多く聞かれた。議論の結果、スタッフ提案どおり、本論点をアジェンダとして取り上げない旨のアジェンダ決定案が公表されている（公表されたアジェンダ決定案の仮訳を別紙 1 に記載している。）。

今後の予定

- 25. IFRS-IC は、アジェンダ決定案について、2018 年 5 月 22 日までコメントを募集しており、今後の会議において、当該アジェンダ決定案を最終化するかどうかについて再検討する予定である。

以 上

(別紙1)

2018年3月のIFRIC Updateに掲載された「アジェンダ決定案」の仮訳

短期の借入金及び信用枠の分類（IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」 — アジェンダ・ペーパー6

委員会は、企業が現金及び現金同等物の内訳としてキャッシュ・フロー計算書に含める借入の種類に関して質問した要望書を受け取った。要望書に記述された事実パターンでは、

- a. 企業は、契約上の通知期間が短い（例えば、14日の）短期の借入金及び信用枠（短期の取決め）を有しており、
- b. 企業は、その短期の取決めを資金管理のために使用すると述べており、かつ、
- c. その短期の取決めの残高が借越からプラスまで変動することは多くない。

委員会は次のことに着目した。

- a. IAS第7号の第8項を適用して、企業は一般に銀行借入を財務活動と考える。しかし、企業が銀行借入を現金及び現金同等物の構成要素として含めるのは、IAS第7号の第8項に記述された特定の状況においてのみである。すなわち、銀行との取決めが、(i) 要求払債務であり、かつ、(ii) 企業の資金管理の不可分な一部となっている当座借越である状況である。
- b. 資金管理には、現金及び現金同等物を、投資又はその他の目的ではなく、短期の現金支払債務に充当するために管理することが含まれる（IAS第7号の第7項及び第9項）。銀行との取決めが企業の資金管理の不可分な一部であるかどうかの評価は、事実及び状況の問題である。
- c. 銀行との取決めの残高が借越からプラスまで変動することが多くない場合、これは、当該取決めが企業の資金管理の不可分な一部を構成しておらず、むしろ、資金調達の一形態となっていることを示唆するものである。

要望書に記述された事実パターンでは、委員会は、企業は短期の取決めを現金及び現金同等物の内訳として含めないと結論を下した。これは、これらの短期の取決めは要求払債務ではないからである。さらに、残高が借越からプラスまで変動することが多くないという事実は、その短期の取決めが企業の資金管理の不可分な一部ではなく資金調達の一形態であることを示唆している。

委員会は、IAS第7号の第45項及び第46項が企業に次のことを要求していることにも留意した。(a) 現金及び現金同等物の内訳を開示し、金額の調整表をキャッシュ・フロー計算書に表示し、対応する項目を財政状態計算書において報告すること、及び(b) 現金及び現

金同等物の内訳を決定する際に採用している方針を開示すること。

委員会は、IFRS基準における諸原則及び要求事項が、要望書に記述された短期の取決めを現金及び現金同等物の内訳としてキャッシュ・フロー計算書に含めるべきかどうかを企業が評価するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会はこの事項を基準設定アジェンダに追加しないことを [決定した]。

関連する IFRS 基準の規定

IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」

定 義

6 次の用語は、本基準では特定された意味で用いている。

現金は、手許現金と要求払預金からなる。

現金同等物とは、短期の流動性の高い投資のうち、容易に一定の金額に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わないものをいう。

キャッシュ・フローとは、現金及び現金同等物の流入と流出をいう。

営業活動とは、企業の主たる収益獲得活動及びその他の活動のうち、投資活動でも財務活動でもないものをいう。

投資活動とは、長期性資産及び現金同等物に含まれない他の投資の取得及び処分をいう。

財務活動とは、当該企業の拠出資本及び借入の規模と構成に変動をもたらす活動をいう。

現金及び現金同等物

7 現金同等物は、投資又はその他の目的ではなく、短期の現金支払債務に充当するために保有される。投資が現金同等物に該当するためには、容易に一定の金額に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わないものでなければならない。したがって、投資は通常、満期が取得日から例えば3か月以内といった短期である場合にのみ、現金同等物に該当する。持分投資は現金同等物から除外される。ただし、例えば、所定の償還日がある優先株式を満期までの期間が短期間である時期に取得した場合のように、実質的に現金同等物である場合を除く。

8 銀行借入は、一般的に財務活動と考えられる。しかし、一部の国では、要求払債務である当座借越が企業の資金管理の不可分な一部となっている。こうした状況では、当座借越は現金及び現金同等物の構成要素として含まれる。このような銀行との取決めの特徴は、銀行残高がプラスから借越へ変動することが多いことである。

9 現金及び現金同等物を構成する項目間の変動は、キャッシュ・フローから除かれる。企業の営業、投資及び財務の諸活動の一部ではなく、企業の現金管理の一部だからである。現金管理には、余剰現金を現金同等物へ投資することも含まれる。

キャッシュ・フロー計算書の表示

財務活動

17 財務活動から生じるキャッシュ・フローの区分開示は、企業への資本提供者による将来のキャッシュ・フローに対する請求権を予測する上で有用であるため重要である。財務活動から生じるキャッシュ・フローの例としては、次のものがある。

- (a) 株式又はその他の資本性金融商品の発行による収入
- (b) 企業自身の株式の買戻し又は償還のための、所有者への支出
- (c) 社債、借入金、手形借入、抵当権付借入及びその他の短期又は長期の借入れによる収入
- (d) 借入金の返済による支出
- (e) リースに係る負債残高を減少させるための借手の支出

現金及び現金同等物の内訳

- 45 企業は、現金及び現金同等物の内訳を開示し、キャッシュ・フロー計算書におけるこれらの金額と、財政状態計算書で報告している相当する項目との調整を表示しなければならない。
- 46 世界中での資金管理実務及び銀行との取決めの多様性を考慮し、また、IAS第1号「財務諸表の表示」に準拠するために、企業は、現金及び現金同等物の内訳を決定する際に採用している方針を開示する。
- 47 現金及び現金同等物の内訳の決定に関する方針の変更（例えば、従来は企業の投資ポートフォリオの一部と考えられていた金融商品の分類の変更など）がある場合、その影響は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って報告される。

以 上